

作業主任者技能講習を 開始します!

令和6年1月1日新設

■ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

現在、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下、「特化物技能講習」）の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえて、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等限定技能講習」）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする改正が行われています。

■ 石綿作業主任者技能講習

事業者は、石綿取扱い作業については、石綿作業主任者を選任して、作業に従事する労働者の指揮、保護具の使用状況の監視等の職務を遂行させなければなりません。（労働安全衛生法第14条、石綿障害予防規則第19、20条）



リモート講習で開催いたします

- 上記講習は、メイン会場の講師及び資料等の映像をサブ会場（群馬教習所及び別会場）にリモート配信します
- 映像、音声途切れた場合、休憩時間を活用し不足分を補うことがあります
- 講習継続が難しいと判断したとき、講習を中止し日を改める場合があります



株式会社 PCT 群馬教習所

〒371-0104 群馬県前橋市富士見町時沢 2803

 027-230-5311

 027-230-5314

お申し込み・スケジュール

